



金沢区瀬戸 土地 公募貸付実施要項 (駐車場用途限定)

一般競争入札方式

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です。)

令和5年5月

横浜市都市整備局

— 目 次 —

I	概要（募集から契約までのスケジュール）	…	1
II	貸付実施要項	…	2
III	入札実施要項	…	6
	資料（申請書等）		
	公有財産賃貸借契約書（見本）	…	8
	質疑書（様式1）	…	12
	公有財産貸付申請書（様式2）	…	13
	入札書（様式3）	…	14
	委任状（様式4）	…	15
	貸付土地返還届（様式5）	…	16
	位置図・案内図	…	17
	測量図・現地写真	…	18
	問い合わせ先	…	19

I 概 要

保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、金沢区瀬戸に所有する市有地について、資格審査及び価格競争入札による貸付公募を行います。

1 貸付物件（土地）

所在地番	貸付面積（㎡）	備 考
金沢区瀬戸5002番8 金沢区瀬戸5002番9	810.18	用途地域：商業地域（80/400） 貸付期間：令和5年7月1日から 令和6年6月30日まで 最低入札価格：月額799,647円（税抜） （810.18㎡×987円） 入札保証金：免除 貸付条件：「Ⅱ 貸付実施要項」参照

2 公募スケジュール

受 付	令和5年5月25日（木）から令和5年6月9日（金）まで 受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時、土・日・祝日除く 【受付場所】都市整備局市街地整備調整課（市庁舎29階） ※「公有財産貸付申請書」及び必要書類を直接提出（持参）
質疑受付・回答	受付：令和5年5月25日（木）から令和5年6月1日（木）まで 回答：令和5年6月5日（月）までにホームページ上に掲載
申込者の資格審査	資格審査：令和5年6月14日（水）まで 審査結果：令和5年6月15日（木）に郵送で通知
貸付料入札・開札	令和5年6月20日（火）午前10時15分～ 【入札場所】横浜市庁舎29階 29-N03 会議室
借受人の決定	令和5年6月20日（火）
契約書の提出	令和5年6月30日（金）まで
貸付料の納付期限	令和5年6月30日（金）まで ※横浜市の発行する納入通知書により一年分貸付料を全額納付
貸 付 期 間	令和5年7月1日（土）から令和6年6月30日（日）まで

※ 今回の一般競争入札による公募では、土地の一部分の貸付は行いません。

※ 貸付は1年単位（12か月）とし、1年未満の貸付は行いません。また、貸付期間の更新は1回（1年間）まで、当初の貸付日から契約期間満了日まで最長2年です。

II 貸付実施要項

1 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込（公有財産貸付申請書等）の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 本要項記載の貸付条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (6) その他、借受人として適さないと判断される者。

2 使用目的

近隣及び周辺施設利用者向けの駐車場

3 使用条件

- (1) 平置き貸駐車場とすること。
- (2) 自動車の出入口を設置する場合は、貸付物件北東の歩道切下げ部分に設置すること。
- (3) 貸付物件は、金沢区民文化センター（仮称）の整備予定地となっているため、令和5年9月以降当該敷地において、土質調査（2～3車室×3か所程度を数日間）を実施する予定であり、一部土地（調査箇所）について、一時的に使用することができないものであること。

4 貸付の期間と更新

- (1) 貸付期間
令和5年7月1日から令和6年6月30日まで（1年間）
- (2) 貸付期間の更新
1回（1年間）に限り、更新可能。
令和6年1月31日までに、横浜市及び借受人の双方から異議の申立てがない場合は、自動更新します。（更新した場合の契約満了日は、令和7年6月30日）

5 貸付料

- (1) 貸付料の決定方法
本市の基準により算出した価格を最低入札価格として入札を実施し、落札価格を月額貸付料とする。貸付期間中の月額貸付料は原則として入札時と同額とする。
なお、課税対象となる場合は、月額貸付料のほか消費税及び地方消費税相当分を納めること。
- (2) 貸付料の計算方法
月額によるものとし、貸付初日から起算した貸付満了月の月末までに端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。
- (3) 貸付料の納入方法
横浜市が発行する納入通知書により、1年毎、本市が定める期日までに納付すること。

6 契約条件

契約には別表のとおり条件を付し、借受人はこれを誠実に履行するものとする。

7 現地確認

物件の現地確認は申込者において行うものとし、入札参加にあたっては物件の現状を承知したものとす。

※ 現地確認にあたっての届出は要しないが近隣に迷惑がかからないよう配慮すること。また、物件の現状を変更する行為は禁止とする。

8 質疑

(1) 質疑の方法

質疑がある場合は、「質疑書」(様式1)を質疑受付期間中に、都市整備局市街地整備調整課あて、Eメールで提出するものとする。

(2) 質疑受付期間

令和5年6月1日(木)までとする。(午後5時必着)

※電話により、Eメールの受付を必ず確認すること。

(3) 質疑に対する回答

令和5年6月5日(月)までに、横浜市都市整備局ホームページへ掲載する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/>

9 申込方法

(1) 申し込みに必要な書類(申込者が**法人**の場合)

ア 公有財産貸付申請書一式

① 公有財産貸付申請書(様式2)

② 事業計画書及び土地利用計画書(※様式は問いません)

③ その他必要な資料(使用目的・事業内容が分かるもの)

イ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ウ 印鑑証明書

エ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出)

オ 地方税の納税証明書

法人市民税の納税証明書(申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分)

カ 財務諸表の写し(直近2年間分)

(2) 申し込みに必要な書類(申込者が**個人**の場合)

ア 公有財産貸付申請書一式

① 公有財産貸付申請書(様式2)

② 事業計画書及び土地利用計画書(※様式は問いません)

③ その他必要な資料(使用目的・事業内容が分かるもの)

イ 印鑑登録証明

ウ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出)

エ 地方税の納税証明書

個人市民税の納税証明書(令和3年度及び令和4年度の2年度分)

オ 破産者でないことの証明書

カ 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書

キ 確定申告の際の提出書類一式の写し(直近決算2年間分)

(3) 受付期間

令和5年5月25日(木)から令和5年6月9日(金)まで

(受付時間:午前9時~12時、午後1時~5時、土・日・祝日除く)

受付期間内に都市整備局市街地整備調整課(市庁舎29階)まで直接持参すること。

10 応募申込者の資格審査

(1) 審査方法

受付期間に申込を済ませた応募申込者を対象に提出書類を基に資格審査を行う。資格審査で全ての審査項目が適正とされた応募申込者を貸付料の入札参加者とする。

なお、応募内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は審査の対象としません。

(2) 審査項目

ア 入札参加資格

「1 入札参加資格」を満たしているか。

イ 応募書類

「8 申込方法 (1) 又は (2)」の応募書類に不備がないか。貸付用途が「2 使用目的」に合致するものか。

(3) 審査結果

令和5年6月15日(木)に郵送で、申込者へ文書で通知するものとする。

11 入札・開札

(1) 日時・場所

令和5年6月20日(火) 午前10時15分～ 横浜市庁舎29階 29-N03会議室

(2) 入札方法

「入札書」(様式3)を使用し、封筒に入札書を入れて封をし、入札箱に投函。

詳細は、「Ⅲ 入札実施要項」のとおり。

※ 入札書に記載する金額は、1か月間の貸付料金額。

(使用目的が課税対象となる場合でも、税抜金額を記載)

※郵送による入札は受け付けないものとする。

※入札開始時刻に遅れた場合は、入札参加不可。

※会場への入室は各社2名までとする。

※法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出不要。

(社員証又は名刺の提示必要)

(3) 代理人による入札

当日、委任状を提出 ※本人確認のため身分証明書等の提示必要。

12 落札者の決定

(1) 落札者の決定

最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、最高の価格で複数の者が並んだ場合は、くじにより落札者を決定する。

(2) 入札結果の公表

入札の結果(落札金額、落札者)は、横浜市都市整備局ホームページで公表する。

13 契約手続

(1) 落札者は公有財産賃貸借契約書を締結し、初回の貸付料(令和5年7月から令和6年6月まで)を本市が発行する納入通知書により令和5年6月30日(金)までに納付するものとする。以降は、本市が指定した日までに貸付料を納付するものとする。

(2) 契約の締結及び履行にかかる一切の費用は、借受人の負担とする。

14 物件の引渡し

貸付物件は、現況のまま、貸付期間の初日に借受人に引き渡すものとする。

15 物件の維持保全

借受人は物件の返還までの間、善良な管理者としての注意をもって、物件の維持保全につとめるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とする。

16 物件の返還

- (1) 借受人は貸付期間が満了するまでに、物件を原状又は本市の指示する状態に回復すること。
- (2) 借受人は物件の返還にあたり、本市職員による確認を受けた上で「貸付土地返還届」（様式5）を提出すること。

17 契約解除の申入れ

借受人は、貸付期間中にやむを得ず契約解除を希望する場合は、貸付期間の貸付料全額を納入したときに限り、書面により契約解除を申し入れることができる。

18 貸付料の精算

契約が解除された場合において、本市は未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、貸付物件を公用又は公共の用に供するため、本市が貸付契約を解除し、未経過期間にかかる貸付料が1,000円以上の場合は、これを返還する。

また、「Ⅱ 貸付実施要項」の「3 使用条件」（3）において、借受人が使用することができなかつた土地の貸付料分については、全体の月額貸付料を1か月30日とした日割りをもって計算し、使用できなかつた土地の面積で按分したうえで、本市は、これを返還するものとする。

Ⅲ 入札実施要項

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（見本）及び本要項を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。第

3条 入札は所定の入札書により、封書にして提出期限までに到着していなければなりません。

第4条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第5条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 参加資格のない者による入札
- 3 提出期限を過ぎて入札書が到着したもの又は提出期限を過ぎて入札書を持参してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低入札価格を下回る金額での入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
- 9 入札書の金額記入がないか、金額を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第7条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第8条 落札者は、最低入札価格（月額）以上の価格で最高のものもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないとき（当該入札者がいないときを含む）は、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第9条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第10条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

別表

条 件	内 容	違 約 金 等
使用目的	貸付地を約定した使用目的以外に使用しないこと。	貸付料の120か月相当額
転貸・権利譲渡の禁止	あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしないこと。	貸付料の120か月相当額
原状変更の禁止	あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、契約で定めるもの以外の建物その他工作物の設置や貸付地の原状を変更してはならないこと。	貸付料の40か月相当額
実地調査等	当該貸付契約に係る市の調査に協力すること。	貸付料の40か月相当額
原状回復義務	貸付期間の満了時、又は契約が解除された場合に、借受人の負担で貸付地を原状又は市が指示する状態に回復すること。	—
損害賠償義務	借受人の故意又は過失で市に損害が発生した場合、その損害を賠償すること。	損害相当額。 契約解除又は期間終了後に返還しない場合は貸付料相当額の3倍。
有益費等の放棄	返還時に借受人が負担した必要費、有益費が存在する場合でも、市に償還等の請求ができないこと。	—
契約の解除	①市は、借受人が契約に定める義務に違反した場合に契約を解除できること。 ②市は、貸付地を国、地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に供する必要がある場合に市が契約を解除できること。 ③借受人は、契約期間にかかる貸付料全額を納入した場合に限り、契約解除の申入れを書面ですることができること。	—

公有財産賃貸借契約書（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	区 分	数 量
横浜市金沢区瀬戸5002番8・5002番9	土 地	810.18㎡

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおり用途（平置き貸駐車場）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

- 第4条 貸付期間は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとする。
- 2 令和6年1月末日までに、甲乙双方から異議申立てがない場合には、この契約を更に1年間更新する。更新は1回までとし、更新後の貸付期間満了日は、令和7年6月30日とする。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、金〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇円）とする。
（うち消費税及び地方消費税相当額 金_____円 月額_____円）

（貸付料の納付）

- 第6条 貸付料は、1年毎に支払うこととする。乙は、甲が発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。
- 2 前項に定める1年毎の貸付料の計算方法は、月額を基準とし、各年の貸付期間が1か月に満たないとき又は貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

- 第7条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 前2項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

4 前3項により計算した違約金の額に100円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

(物件の引渡し)

第8条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡す。

(契約不適合)

第9条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第10条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、滅失又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第13条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状

況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

- (1) 貸付料の納付がないとき。
- (2) 第11条、第12条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき。
- (3) その他甲が必要と認めるとき。

(違約金)

第15条 乙は、第4条の定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第11条第2項又は前条に定める義務に違反した場合
貸付料の40か月相当額
- (2) 第3条、第11条第1項又は第12条に定める義務に違反した場合
貸付料の120か月相当額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第19条に定める損害賠償額の前定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次に掲げる場合において、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合
- (2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）
- (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある

- (4) 甲は、第11条第2項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分の契約を解除することができる。

2 乙は、第4条に定める貸付期間（契約期間）にかかる貸付料全額を納入した場合に限り、この契約を解除することができる。

(原状回復)

第17条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは、貸付物件を原状又は甲の指示する状態に回復し、甲の立会い及び確認を得て、貸付期間の満了の日又は甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(貸付料の精算)

第18条 甲は、この契約が解除された場合は、未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、第16条第1項第2号に該当し、その額が1,000円以上の場合はこの限りでない。

2 甲が貸付物件において、公用又は公共の用に供するために必要な調査等を行い、乙が一定期間、貸付物件を使用することができなかつた場合は、甲は貸付料を精算し、乙へ返還するものとする。

(損害賠償等)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第16条第2項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第16条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第16条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
契約事務受任者
横浜市都市整備局長

借受人(乙)

質 疑 書

(金沢区瀬戸土地公募貸付)

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

応募申込予定者 住所 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)
担当者氏名
電話番号
FAX番号

質問事項	質問内容

(提出先) 都市整備局市街地整備調整課

TEL : 045 (671) 3614

(様式2)

公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

申込人 住所 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)
担当者氏名
電話番号
F A X 番号

次のとおり財産 (土地) の貸付を願いたく、関係書類を添えて申請します。

種 別	土 地	新 規
表 示	横浜市金沢区瀬戸5002番8・5002番9	
	地 目 宅地	地 積 810.18 m ²
使用目的	平置き貸駐車場	
貸 付 期 間	令和5年7月1日から 令和6年6月30日まで (1年間)	
貸 付料	別途入札により決定	
添付書類	(1) 事業計画書及び土地利用計画書 (2) その他必要な書類	
特 記	私は、横浜市暴力団排除条例 (平成23年12月横浜市条例第51号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) 第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。	

(提出先) 都市整備局市街地整備調整課

TEL : 045 (671) 3614

入札書

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市 長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

一般競争入札による市有財産の貸付について、公募実施要項に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

金額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

種別	土地	新規
物件	横浜市金沢区瀬戸5002番8・5002番9	
	地目 宅地	地積 810.18 m ²

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

	本件責任者	担当者
部署名(任意)		
刃 卍		
氏 名		
電 話		

(注意)

- 押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」を記載してください。
押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合は、無効とします。
- 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載してください。両方記載がない場合は、無効とします。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とします。
- 入札金額は、1か月間の貸付料(消費税抜きの価格)で記載してください。
- 入札金額は、アラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。
- 入札金額を書き損じた入札書は、無効となります。
- 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

横浜市	横浜市担当者名	
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	電話・メール・対面(本人確認書類)
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

委 任 状

受任者 住所（又は所在）

氏名

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市市有財産の公募貸付に関する一切の権限

種 別	土 地	新 規
物 件	横浜市金沢区瀬戸5002番8・5002番9	
	地 目 宅地	地 積 810.18 m ²

令和 年 月 日

委任者 住所（又は所在）

氏名（又は名称）

（代表者名）

実印

添付資料 個人の場合：印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

法人の場合：資格証明書及び印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

- （注） 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

貸付土地返還届

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市 長

申込人 住所 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)

担当者氏名
電話番号
FAX番号

令和 年 月 日に締結した公有財産賃貸借契約第17条の規定に基づき、貸付物件を原状に回復し、貴市の立会及び確認を得て返還します。

種 別	土 地	新 規
表 示	横浜市金沢区瀬戸5002番8・5002番9	
	地 目 宅地	地 積 810.18 m ²
貸付期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
土地返還日	令和 年 月 日	
立会年月日	令和 年 月 日	
添付書類	現況写真 (原状回復後のもの)	

(提出先) 都市整備局市街地整備調整課

TEL : 045 (671) 3614

位置図 京浜急行線 金沢八景駅 約200m

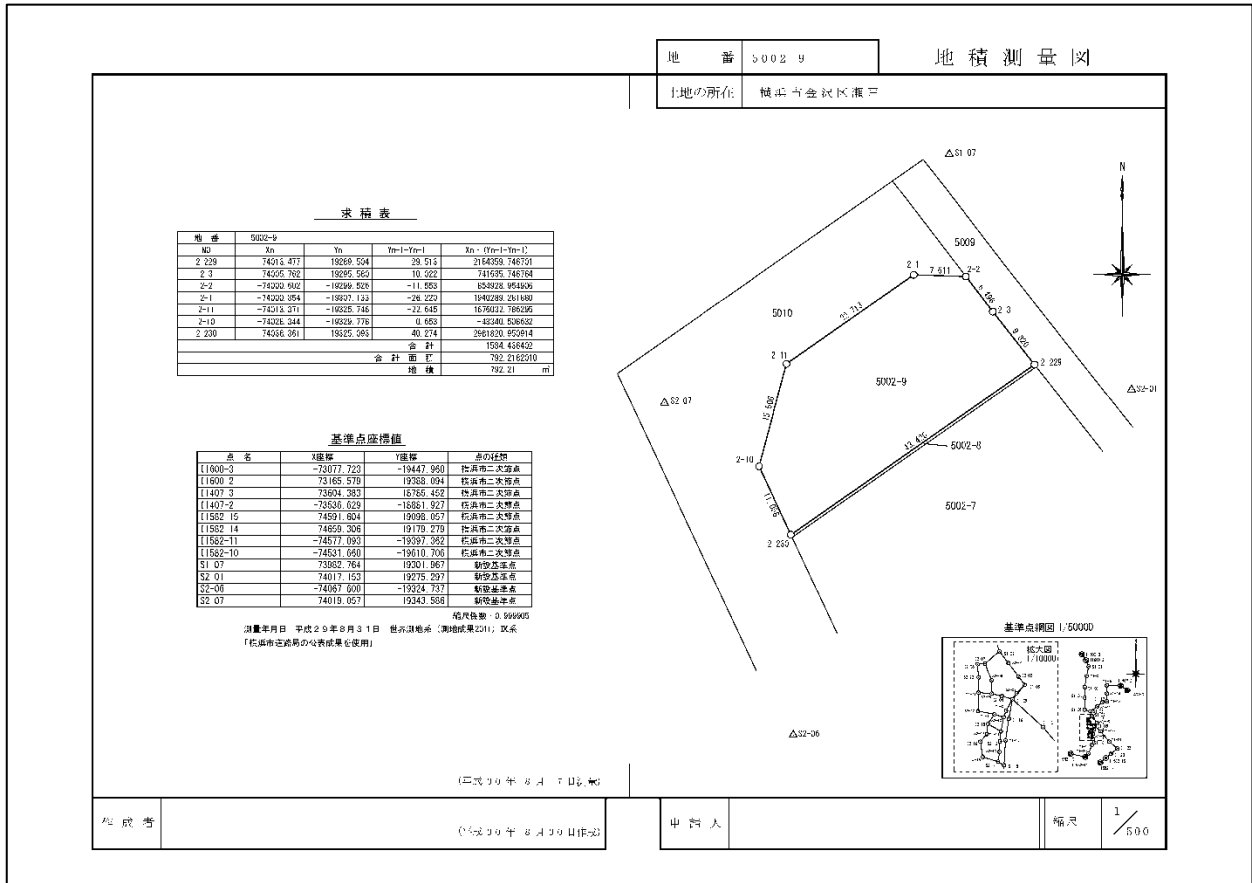


案内図



【注意事項】土地の表示は概要です。 位置図、案内図はiマッピーから引用。

測量図



現地写真



※北東側から撮影（令和5年4月19日時点）

募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

所 在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
担 当 部 署	横浜市都市整備局 市街地整備調整課（横浜市庁舎29階） 担当：篠崎・佐々木
電 話 番 号	045-671-3614（直通）
E メ ー ル	tb-seibichosei@city.yokohama.jp
受 付 時 間	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）
備 考	<ul style="list-style-type: none">・本要項以外の追加情報等がある場合には、横浜市都市整備局ホームページに掲載しますので、応募にあたっては確認をお願いします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/・郵送等による提出はできませんので、担当部署まで直接持参ください。